

お知らせ

ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる人工繁殖された植物の 植物検疫証明書による輸入について

平成24年3月7日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部貿易審査課・農水産室
【現・野生動植物貿易審査室】

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「CITES」という。）附属書Ⅱに掲げる植物（附属書Ⅰに掲げる種の交配種を含む。）のうち、人工的に繁殖させたものについては、植物検疫証明書に種の学名、標本のタイプ、数量が記載され、スタンプ、印章又はその他の表示により標本が人工繁殖させたものであることが記載されている場合、国等によっては、植物検疫証明書を人工繁殖証明書（輸出許可書）として取扱うことが認められています。

現在、植物検疫証明書による人工繁殖証明書（輸出許可書）の代替発行を行っている国等は、下記1.の国等です。なお、これらの国等が発行した植物検疫証明書であっても下記2.の事項が記載されているものでなければ、人工繁殖証明書（輸出許可書）の代替書類として認められませんので、ご注意下さい。

これらの要件を満たす植物検疫証明書を人工繁殖証明書（輸出許可書）の代替書類として使用する場合、植物検疫証明書発給時の同時カーボンコピーがある場合には当該カーボンコピーを、これがない場合には、植物防疫所から植物検疫証明書の写しを受取りその写しを、輸入通関時に税関に提出してください。

記

1. 植物検疫証明書を人工繁殖証明書（輸出許可書）として発行する国等

イタリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、シンガポール、スウェーデン、スイス、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ベルギー、香港、ルクセンブルグ

※ 上記の国等以外の国からの植物検疫証明書で、2.の事項が記載されている場合には、個別にご照会ください。

2. 植物検疫証明書に記載が必要な事項

- ・種の学名
- ・標本のタイプ（例：Potted plant、succulent plant等）
- ・数量
- ・スタンプ、印章又はその他の表示により標本がCITESの定義に従い人工繁殖させたものであることの記載

(例：“Specimens artificially propagated as defined by CITES, included in Appendix II.” 等)

ご不明な点がありましたら下記あてに照会してください。

(本件の照会先)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電 話 03-3501-1723

FAX 03-3501-0997